

「三鷹市における平和施策の推進に関する条例の一部を改正する条例（案）（骨子）」に係る市民意見への対応について

【凡例】

- ① 条例（案）に盛り込みます・・・・・・・・意見を概ね提案どおり又は趣旨として条例（案）に盛り込むもの
- ② 規則を制定する中で対応します・・・・・・・・規則制定段階で判断するもの
- ③ 事業実施の中で検討します・・・・・・・・事業実施段階で判断するもの
- ④ 既に条例（案）に盛り込まれています・・・・・・・・既に意見やその趣旨が条例（案）に盛り込まれているもの
- ⑤ 対応は困難です・・・・・・・・趣旨の反映を含め条例（案）や規則等に盛り込むことが困難なもの
- ⑥ その他・・・・・・・・その他の意見など

パブリックコメント提出状況

人数： 3名
件数： 10件

※パブリックコメントによる市民意見については、一部抜粋又は意識して掲載しています。

No	該当部分	市民意見 ※	対応の方向性	
1	全般	本条例を現代的な課題に対応できる形へ改正すること、また「積極的平和（Positive Peace）」の視点を取り入れようとする市の姿勢に強く賛同します。	⑥その他	ご趣旨を踏まえて、平和施策を進めていきます。
2	1 改正の背景・目的	「次世代への継承」から「次世代による主導」への転換を提案します。平和施策の継続性を高めるには、若者を「教えられる対象」とどめず、「平和を創る主体」として参画させる必要があります。若者による政策提言の機会や、若者の平和活動を支える助成制度など、継承を超えたエンパワーメント（権限移譲）の視点を条例または基本方針に明記してください。	③事業実施の中で検討します	平和事業の一つに「平和教育の実施」を位置付けています。各種事業の実施にあたり、若い世代の当事者意識をより醸成できるような視点を取り入れて推進してまいります。
3	1 改正の背景・目的	改正に向けた基本的な考え方の策定過程における意見に対する市の対応の明記が必要です。	⑥その他	ホームページに掲載している「三鷹市における平和施策の推進に関する条例の改正に向けた基本的な考え方」に、「参考資料」として検討委員会及び市民の皆さまから寄せられた意見を掲載しており、ご意見を踏まえ「基本的な考え方」を確定したのち、条例（案）骨子を作成しました。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
4	3加 平和事業の追加	平和を「戦争がない状態」だけでなく、「貧困、差別、環境破壊の克服」を含むものとして、条例の定義あるいは解説においてより明確化することを求めます。 SDGsの達成も平和施策の一環と位置づけ、気候変動対策や多文化共生の推進など、他分野施策と横断的に連携可能な条文構成を検討することで、市民にとって「自分ごと」となることを期待します。	④既に条例（案）に盛り込まれています	三鷹市は、平和を単に「戦争がない状態」という狭い意味ではなく、環境・差別・難民・経済格差の問題などを含めた「積極的平和」と広義に捉えており、その考えは、条例の前文に盛り込まれています。
5	3加 平和事業の追加	未来を担う中学生全員が行く修学旅行は、観光地ではなく、広島、長崎、沖縄など戦争を学べる場所にしてください。	⑤対応は困難です	ご趣旨は理解しますが、修学旅行の行き先については各学校において主体的に判断します。
6	3加 平和事業の追加	先進的なICT都市としての特性を生かし、ボーダレスな「新しい平和発信のモデル」の構築を期待します。デジタルアーカイブの活用を一步進め、「デジタル空間における平和発信拠点」の構築を検討してください。	③事業実施の中で検討します	三鷹市ホームページ特設サイト「みたかデジタル平和資料館」に、市民の方々からご提供いただいた戦争関連資料や、戦争体験談を掲載し、デジタル上の発信拠点としております。戦後80年を契機として、市内及び武蔵野市の平和に関連するスポットや散策コースを紹介するページの新規作成も予定しております。 事業実施の中で、ご意見のあった既存アーカイブの拡充、VRコンテンツの活用なども検討します。
7	3加 平和事業の追加	8月15日の平和祈念式典への三鷹市民を代表する中高生の参加を継続してください。	③事業実施の中で検討します	中学生長崎市平和交流派遣事業の中間発表を含め、ご趣旨を踏まえて、多くの中高生が参加できるよう広報に努め、今後の事業実施の中で検討していきます。
8	4 「三鷹市平和の日」の制定	三鷹市平和の日（11月30日）を単なる「記念式典の日」とせず、「市民が平和のための具体的なアクションを起こす日（Action Day）」と位置づけ、市民が能動的に参画できる仕組みを付帯事業として明記・推進してください。	④既に条例（案）に盛り込まれています	三鷹市平和の日（11月30日）は、市民の皆さまが平和を願い、考え、行動し、恒久平和の実現に向けた機運を醸成し、未来へとつなぐ日とするために制定するもので、ご意見の趣旨は盛り込まれています。 具体的な事業は、個別に検討することから、条例に明記することは困難ですが、市民一人ひとりが平和の意義を確認し、平和意識を高めるための事業を実施します。

No	該当部分	市民意見※	対応の方向性	
9	5 「三鷹市平和文化功労者」の創設	平和文化功労者の要件について、基準日をつけることにより、若い世代や転入者、外国籍住民など多様なバックグラウンドの人々が排除されないような配慮、あるいは若年層向けの奨励枠の新設など、柔軟性を持たせてください。	③事業実施の中で検討します	基準日である平成元（1989）年11月30日の翌日以降に生まれた方（若い方）や今後転入される方、外国籍市民であっても、三鷹市で平和に関する顕著な功労があった方は、顕彰の対象となります。ただし、平和文化功労者は故人を対象としているため、現時点では、若年層向けの奨励枠を設けることは困難です。若い世代の平和意識の醸成は、大切な視点であり、今後の、平和事業の実施における顕彰のあり方を検討し、より開かれた制度運用へとつなげてまいります。
10	5 「三鷹市平和文化功労者」の創設	顕彰決定する選考委員の公表が必要です。	④既に条例（案）に盛り込まれています	三鷹市平和文化功労者選考委員会は、三鷹市経営本部規則に定める首脳部会議の構成員で組織することとしております。